



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1033 和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(市町村課)..... 1
1034 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 4
1035 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併の認可	(食品流通課)..... 5
1036 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 6
1037 保安林の指定施業要件の変更	( " )..... 6
1038 "	( " )..... 6
1039 "	( " )..... 7
1040 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " )..... 7
1041 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 7

### ○ 公告

入札公告	(市町村課)..... 8
------	---------------

### ○ 監査公表

監査公表第19号	..... 11
----------	----------

## 告 示

### 和歌山県告示第1033号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定日までの間において、次に掲げる要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(5) 次のアからケのいずれにも該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約、その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

(6) 3の(1)のアの(コ)又は3の(1)のイの(コ)に掲げる作業実施計画書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

(7) 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に、都道府県における住民基本台帳ネットワークシステム又は電子自治体を構成するシステム（電子入札、電子申請等に係るものに限る。）に係る契約を当該都道府県と締結し、かつこれを誠実に履行した実績を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(8) この契約の目的物である端末機器等を和歌山県に賃貸することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 個人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない住民票

(オ) 提出日において発行後3か月を経過していない印鑑登録証明書

(カ) 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(キ) 使用印鑑届

(ク) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
  - c 個人にあつては、在住市区町村が課する個人住民税（市区町村民税のほか、都道府県民税を含む。）
- (ケ) 誓約書
- (コ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (サ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書
- (シ) 和歌山県が示す仕様書中「別紙1 県業務端末等機器仕様」に記載している機器等の要件を満たすことが分かる機能等証明書
- (ス) 担当技術者経歴書
- イ コンソーシアムとして申請するとき。
- 次の（イ）から（ケ）までの書類については、構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあつては、提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- (エ) 個人にあつては、提出日において発行後3か月を経過していない住民票
- (オ) 提出日において発行後3か月を経過していない印鑑登録証明書
- (カ) 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (キ) 使用印鑑届
- (ク) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
  - c 個人にあつては、在住市区町村が課する個人住民税（市区町村民税のほか、都道府県民税を含む。）
- (ケ) 誓約書
- (コ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (サ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書（コンソーシアム）
- (シ) 和歌山県が示す仕様書中「別紙1 県業務端末等機器仕様」に記載している機器等の要件を満たすことが分かる機能等証明書（コンソーシアム）
- (ス) 担当技術者経歴書
- (セ) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものの写しをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) 資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア並びにイの（イ）から（カ）まで、（ク）及び（ケ）に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア並びにイの（ア）、（イ）、（キ）、（ケ）、（コ）、（サ）及び（ス）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成30年9月14日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第3

9号) 第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成30年9月28日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

なお、回答については平成30年10月4日（木）午後5時までに当該質問を行った者に対して書面等により行うとともに、和歌山県総務部総務管理局市町村課Webサイト（[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/010600\\_1.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/010600_1.html)）において掲載するものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館5階5-A会議室

##### (2) 日時

平成30年9月20日（木）午後1時30分

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年10月1日（月）から同月5日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成30年10月5日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局市町村課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2192  
ファクシミリ番号 073-441-2192  
電子メールアドレス e0106002@pref.wakayama.lg.jp

#### 7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成30年10月15日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

#### 9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成30年10月30日（火）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成30年11月2日（金）午後5時までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第1034号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年10月1日まで縦覧に供する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成30年8月31日

## 2 名称

特定非営利活動法人エルトゥールルが世界を救う

## 3 代表者の氏名

富田博文

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市井戸189番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、日本国民に対して、1890年の和歌山県串本沖におけるトルコ軍艦エルトゥールル号遭難救出劇、1985年のイラン・イラク戦争でのトルコ政府による邦人救出劇、これらの史実を多くの日本人へ伝えるべく、エルトゥールルの事故とイランイラク戦争の逸話を知らしめる活動に関する事業を行い、これに学び、両国民の持つ優れた人間的資質に今一度光を当てることにより、両国間の通商拡大および民間交流を図ると共に、トルコ共和国と日本国の相互協力による世界平和構築に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1035号

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）第10条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併について、平成30年8月22日次のとおり認可したので、同条例第24条の規定により公示する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 合併後における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第53号	田辺市稲成町277番地の1	南紀田辺地方卸売市場	田辺市稲成町277番地の1	田辺中央青果株式会社

## 2 合併後における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第60号	青果部	田辺市稲成町277番地の1	田辺中央青果株式会社	田辺市稲成町277番地の1	南紀田辺地方卸売市場

## 3 合併前における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第44号	田辺市稲成町277番地の1	南紀田辺地方卸売市場	田辺市稲成町277番地の1	株式会社南紀田辺流通センター

## 4 合併前における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第46号	青果部	田辺市稲成町277番地の1	田辺中央青果株式会社	田辺市稲成町277番地の1	南紀田辺地方卸売市場

第47号	青果部	田辺市稲成町277番地の1	地方卸売市場南紀州青果株式会社	田辺市稲成町277番地の1	南紀田辺地方卸売市場
------	-----	---------------	-----------------	---------------	------------

**和歌山県告示第1036号**

平成30年和歌山県告示第931号（以下「告示第931号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
東コナミ  
東秀  
齊藤和代  
杉本キヨノ
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第931号のとおり

**和歌山県告示第1037号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1038号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1039号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1040号**

平成30年農林水産省告示第1857号（以下「告示第1857号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
木村致直
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1857号のとおり

**和歌山県告示第1041号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員	延 長

		氏名		メートル	メートル
3464	有田郡湯浅町大字湯浅字野下2130番1の一部、2130番2の一部	和歌山市出島160番9 ケイマツシマ産業株式会社 代表取締役 上野山豊次	平成 30.9.5	5.00	35.00

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成30年度

##### (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借 一式

##### (3) 調達役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

##### (4) 設置及び納入場所

(3) に同じ。

##### (5) 納入期限

平成31年3月31日（日）

##### (6) 賃貸借期間

平成31年4月1日（月）から平成36年3月31日（日）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第1033号に規定する和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局市町村課

##### (2) 期間

平成30年9月14日（金）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

##### ア 場所

3の(1) に同じ。

##### イ 期間

3の(2) に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成30年9月28日（金）午後5時までの間（県の休日を除く。）に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館5階5-A会議室

##### (2) 日時

平成30年9月20日（木）午後1時30分

#### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館2階入札室

##### イ 入札日時

平成30年10月25日（木）午前10時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成30年10月25日（木）午前9時30分までに和歌山県総務部総務管理局市町村課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができ

るときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 入札の無効

本告示に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札を無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局市町村課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2192

ファクシミリ番号 073-423-2427

電子メールアドレス e0106002@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of terminal and other computer devices for the Wakayama Prefecture Basic Resident Registration Network System (complete set)

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 25 October 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 25 October 2018)

- (3) Contact point for the notice :

Municipal Affairs Division, General Affairs Management Bureau, General Affairs Department, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2192

FAX 073-423-2427

e-mail e0106002@pref.wakayama.lg.jp

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年7月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月14日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

## 1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成30年7月25日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃

## 2 監査の結果

- (1) 指摘事項

なし

- (2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成29年度末で約2,826万円となり、前年度末に比し約508万円減少している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 契約保証金免除申請において、契約実績の相手方、規模に係る基準を満たしていないため契約

実績が複数とならないにもかかわらず契約保証金を免除していた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 消防用設備の点検で不良箇所が発見され、消防本部から改修の指示があったにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の売却については、御坊工業団地で21,881㎡、雑賀崎工業団地で1,067㎡の売却を行っているが、平成29年度末現在、未処分地が486,201㎡（事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。